

富岡特別支援学校高等部 生徒心得

(令和5年10月改訂)

1 服装について

(1) 男子

- ① 上着は、黒の詰襟学生服（標準型）。左の襟に校章（バッジ）をつける。
- ② ズボンは、黒の学生服ズボン（標準型）とする。
- ③ 制服の下は、白のワイシャツとする（下着は白を基調とした無地の肌着、または学校指定の体育着Tシャツ）。
- ④ 靴は運動靴とする。ただし登下校時のみ革靴も可とする。

(2) 女子

- ① 上着は、学校指定のブレザー・ネクタイ。左胸に校章（バッジ）をつける。
- ② スカート又はスラックスは学校指定のものとする。スカートの長さは膝頭が隠れること。
- ③ 制服の下は、白のブラウスとする。（下着が透けて見えないよう白を基調としたキャミソール等を着用すること。キャミソールの上に学校指定の体育着Tシャツを重ねても可とする。）
- ④ 靴は運動靴とする。ただし登下校時のみ革靴も可とする。

(3) 制服共通

- ① 行事においては制服を着用する。
- ② 夏服着用期間（6月～9月）は制服の上着は着用しなくともよい。半袖のワイシャツ、ブラウス、白のポロシャツの着用も可とする。女子が半袖のブラウス又はポロシャツを着用する際は、ネクタイを付けなくともよい。気候により上記移行期間を認める。
- ③ 制服は、許可なく改変しない。サイズが合わなくなった場合は学校と相談の上、業者に対応してもらう。

(4) その他

- ① 体育着・作業着、体育館シューズ、帽子（体育・作業学習で着用）は学校指定のもの。
- ② 登下校時に革靴等の運動靴以外を使用する者は、外用運動靴を学校に保管しておくこと。
- ③ 靴下は黒・紺・グレー・白を基調とした単色のもの（ワンポイントは可）。
- ④ 上履きは、黒・紺・グレー・白を基調とする、かかとまで覆えるものとする。スリッパは不可とする。
- ⑤ ベルトは標準的なもので地味な色とする。
- ⑥ 登校後は原則として体育着に着替える。下校時は制服に着替える。
- ⑦ コートは華美でないものとする。
- ⑧ 防寒のためのインナーは黒・紺・グレー・白を基調とした単色のものは可とする（制服・体育着・作業着の外にインナーが出ないこと）。
- ⑨ 防寒のためのタイツ（黒）、ストッキング（ベージュ）は可とする。ただし、体育着から出ないこと。
- ⑩ セーター・カーディガン等は制服の外に出ないようにすること。

2 頭髪・身だしなみについて

- (1) 爪・頭髪・衣服等はいつも清潔に保ち、身支度はきちんと整える。ハンカチはいつも所持する。ピアス・指輪等の装身具・化粧・パーマ・髪染め等は施さない。
- (2) 髪型は、男女とも前髪が目にかからないようにする。長い場合は、黒や茶などの華美でないゴムやヘアピンで結んだり、留めたりする。

3 持ち物について

- (1) 学校生活に必要なもの（ゲーム機、雑誌、携帯式の音楽機器等）は校内への持ち込みは原則禁止。不必要な金銭を持参しない。
※ 自力通学者が定期・回数券、現金などを持ってきた場合には、登校後すぐに職員室に預ける。

- (2) 携帯電話の校内持ち込みは、自力通学において特に必要と認められる場合は許可する。「携帯電話持込許可願」を提出し許可を得る。登校後は電源を切り職員室に預ける。
- (3) カバンの指定はないが、学習用具や体育着・作業着などが入り、両手が開くような機能的で年齢相応のものが望ましい。
※ 誤解を避けるため、中学校時代の名前や校章入りの指定カバンは使用しない。

4 学校生活について

- (1) 生徒の保安のため、原則8時30分より早い時間の登校はしない。
- (2) 毎日の授業の終了時刻は15時30分である。ただし、教師の指導のもとに残る場合は、この限りではない。
- (3) 登下校時は、交通規則、社会道徳をしっかり守り、身の安全を確保し、社会の一員としての自覚をもって行動する。男女2人きりになることをできるだけ避ける。2人きりになる場合は、保護者が状況を把握しておくこと。
- (4) 自力通学をする場合は、通学ルートと方法を決めて「通学方法届」を学校に提出する。登録された通学ルート以外を通ったり、むやみに寄り道をしたりしない。
- (5) 社会自立をめざし、自力通学ができるように努力する。
- (6) 自転車通学をする場合は、「自転車通学許可願」を提出し、許可を得る。保護者は自転車保険に加入した上で、ヘルメットを必ず着用させ、自転車通学をさせる。自転車通学許可規定は別に定める。(別紙1)
- (7) やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合は、保護者をとおして必ず学校に連絡する。
- (8) 病気等で連続して7日以上欠席する場合は、医師の診断書等の証明書を添え、保護者をとおして学校へ連絡する。
- (9) 友達同士での物や金銭の貸し借りは厳禁とする。

5 社会生活について

- (1) 法律違反となる行為である暴力行為、飲酒、喫煙、窃盗、万引き等は絶対にしない。
- (2) アルバイトをしたいときは担任に申し出て「アルバイト許可願」を提出する。ただし、制度上の問題から、就労希望先でのアルバイトはしない。

6 家庭生活

- (1) 出かけるときは、「いつ」「どこに」「だれと」出かけるのか、また、「何時に帰るのか」を保護者に報告すること。
- (2) 男女2人きりではできるだけ外出しないこと。外出する場合は、保護者が状況を把握しておくこと。

7 運転免許取得規定

- (1) 普通自動車免許の取得は、第3学年に在籍し、卒業後の進路が内定した生徒に限り認める。
- (2) 同免許の取得希望者は、「普通自動車免許取得許可願」を提出し、許可を得る。
- (3) 同免許の取得を認められた生徒は、「普通自動車免許取得許可証」の交付を受ける。
- (4) 同免許取得のための教習開始は、11月1日以降とする。ただし、手続き(入所、適性検査)の開始は、10月15日から認める。
- (5) 教習所に通うために、欠席・遅刻・早退することは認めない。
- (6) 現場実習中の教習は、原則として禁止する。
- (7) 免許の交付は3月1日(卒業式)以降とする。

8 その他

- (1) 問題行動等があった場合は、状況等に応じて特別指導を行う(各種許可の取り消しを含む)。特別指導とは、必要に応じて教室や別室等で行い、問題行動や普段の生活について反省の時間を設ける指導である。